

# 高津発 日本改革

民主党川崎市議会議員団ニュース  
2010年5月号 No. 54

(高津事務所)  
〒213-0033 川崎市高津区下作延2-8-57 エスビル4階  
(溝口駅南口側下車徒歩2分 高津区役所隣り)  
電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489  
(民主党川崎市議会議員団 控室)  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第2庁舎  
電話 044-200-3355 FAX 044-245-4135  
http://www.horizoe.com E-mail:horiken@horizoe.com

民主党川崎市議会議員団 ほりぞえ健事務所

## 「公契約条例」の制定に向けて

川崎市議会議員 ほりぞえ健<sup>けん</sup>

### 「公契約条例」とは

(事務局)

川崎市では、今年度中に「公契約条例」を制定する予定とのことですが、そもそも「公契約条例」とは、どのようなものですか。

(堀添)

行政が発注する工事などの請負契約や、清掃などの委託業務について、業務の受託者に対し、従事者に支払う賃金などの労働条件を、適正な水準に確保することを、義務付けるものです。

(事務局)

なぜ、公共事業などを対象とした条例を制定するのですか。

(堀添)

広い意味では、川崎市の行ってきた入札制度改革の一環としての位置づけとなりますが、いわゆるワーキングプアへの対策や地域社会の下支えという意味も含まれていると思います。

阿部市長の就任後、川崎市でも入札改革を続けてきました。全体として、公共事業の費用削減が実現しましたが、一方で新たな課題も生まれてきました。それは、公共事業等の品質確保と、労働賃金の水準確保の課題です。

公共事業の受託者決定は、基本的に、発注仕様を満たすことを条件に、金額だけで行われます。そのため、行政がしっかりとした発注仕様をつくり、成果品に対して適正な検査が行われないと、

「安かろう悪かろう」となってしまいう危険性があります。

また、事業を落札するためには、一円でも安く入札しなければなりません。建材などの原材料費用削減には限界がありますから、ややもすると従事者の賃金にしわ寄せがされてしまう傾向があります。

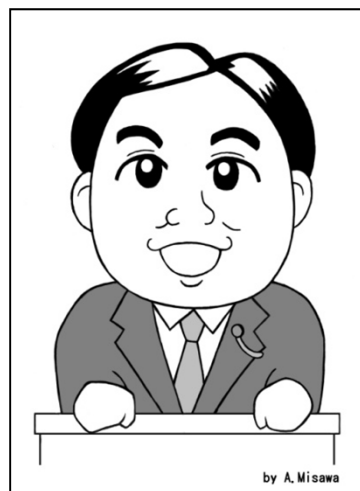
(事務局)

賃金水準を確保するということでは、最低賃金制度があるのではないのでしょうか。

(堀添)

そうですね。現在、神奈川県における地域別最低賃金は時給789円ですから、仮に1、800時間働いたとしても、年収142万円です。この水準自体、抜本的に見直すべきだと思いますが、そもそも現在の最低賃金制度は、基本的には「セーフティ・ネット」の役割を担うもので、「公正な賃金」ということでは必ずしもありません。

(次ページに続く)



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーン・イレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 2007年4月、同2期目当選。
- 議会運営委員会 委員
- ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟 相談役
- 民主党県連 政策調査会事務局長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女の3人家族



(事務局)

「公正な賃金」とはどういう意味ですか。

(堀添)

昨年9月、全国に先駆けて公契約条例を制定した千葉県野田市の根本市長は「子どもに仕事を継がせようと思える賃金水準」といった表現をされています。

国の設計単価では、たとえば「とび工」で18,000円、「電気工」は17,600円、「造園工」は15,600円、「軽作業員」では11,200円となっています。とび工でも、月20日働いて年収432万円ですが、これはあくまで一次元請の積算単価の上限で、実際に作業を行う下請け、孫請けの賃金は、この半分以下になることも珍しくありません。

野田市の公契約条例では、最低でも設計単価の80%以上の賃金を、実際の従事者に支払うことを、契約受託者に義務付けています。また、清掃などの委託業務については、市職員の用務員初任給ベースで時間給単価を計算し、千葉県の最低賃金728円よりも101円高い時給829円以上となっています。

## 条例制定の課題について

(事務局)

公契約条例の制定には、どのような課題があるのですか。

(堀添)

まずは、法律との整合性について整理する必要があります。①最低賃金法で定める地域別最低賃金を上回る賃金支払の義務付けは同法の趣旨に反するのではないかと、②条例が労働契約の内容に介入するのは労働関係法に抵触するのではないかと、③契約相手先に制約を課すことは優越的な地位の利用であり、独占禁止法に抵触するのではないかと、といった論点があります。しかし、現時点では、政府の答弁書などにより、基本的に問題はないと考えられていると思います。

つぎに、具体的にどの契約を公契約条例の対象にするのかが問題となります。条例に違反した場合、契約解除をはじめ強制力を持ったものとなりますから、行政側のチェック態勢の整備も必要です。できるだけ対象を広げるべきですが、現実的には実務上の制約も想定しなければなりません。

野田市では、予定価格が1億円以上の工事や製造の請負契約とともに、いわゆる業務委託のうち予定価格1000万円以上で別途定めるもの、が対象となっています。

(事務局)

対象となるのは、すべての労働者ですか。

(堀添)

野田市では、「専ら当該公契約に従事するもの」が対象となっています。また、いわゆる「ひとり親方」で元請からの請負契約で業務を行う場合は対象となりません。一般に土木工事では施工企業の従業員によって行われることが多いのに対して、建築工事では様々な職種に分かれた「ひとり親方」が、請負契約で仕事を行うことが少なくありません。形式的な契約形態ではなく、実質的な労働状況に基づいて判断しなければ、条例の実効性が保たれない危険性があります。このあたりは、川崎市での条例制定にあたって、十分議論すべき点の一つだと思います。

なお、条例の趣旨からいって当然ですが、下請け、孫請けなどの従事者も条例の対象となります。

(事務局)

その他には、どのような課題がありますか。

(堀添)

基準となる最低賃金水準をどのように定めるか、という点もその一つです。野田市のように、職種別の設計単価を基準に設定する方法が現実的だとは思いますが、例えば「軽作業員」では月20日働いた場合の年収は268万円となりますが、これの80%となると、支給額で約215万円となります。同じく、「とび工」では345万円、「造園工」で299万円、という水準をどうみるか、ということは考える必要があると思います。

委託業務の場合も同様です。確かに、最低賃金よりも高いことは評価すべきですが、時給829円で1800時間働いても、支給額は年収150万円に届きません。フルタイムで働いて200万円以下ということだけで一概に「ワーキングプア」と呼ぶことはできませんが、税金や年金などの社会保険料を払って、川崎市内で独立した生計を営めるかといえば、この収入レベルではかなり難しいのではないのでしょうか。

逆にいえば、現在の行政サービスの少ない部分が、こうした低賃金労働によって支えられているということを、私たち自身が再認識しなければならないと思います。

(事務局)

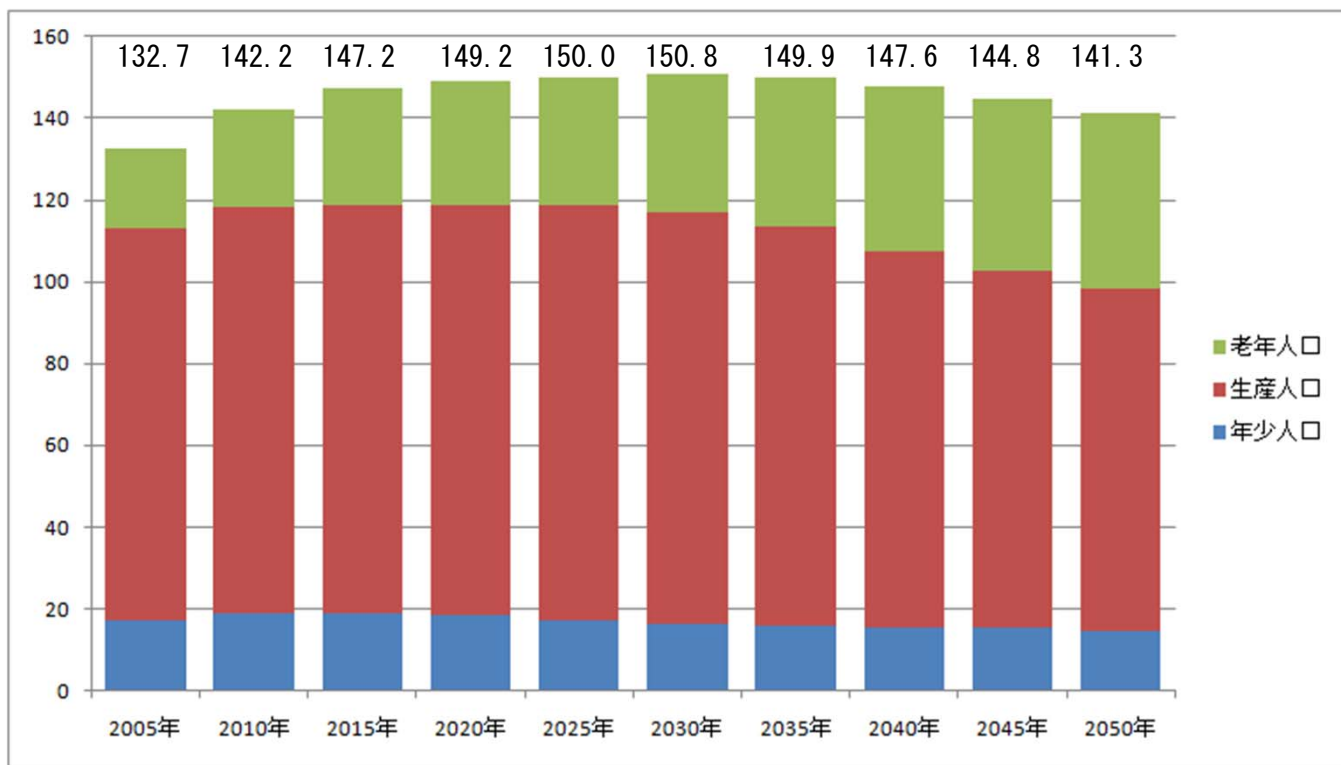
ありがとうございました。

(2010年4月20日)

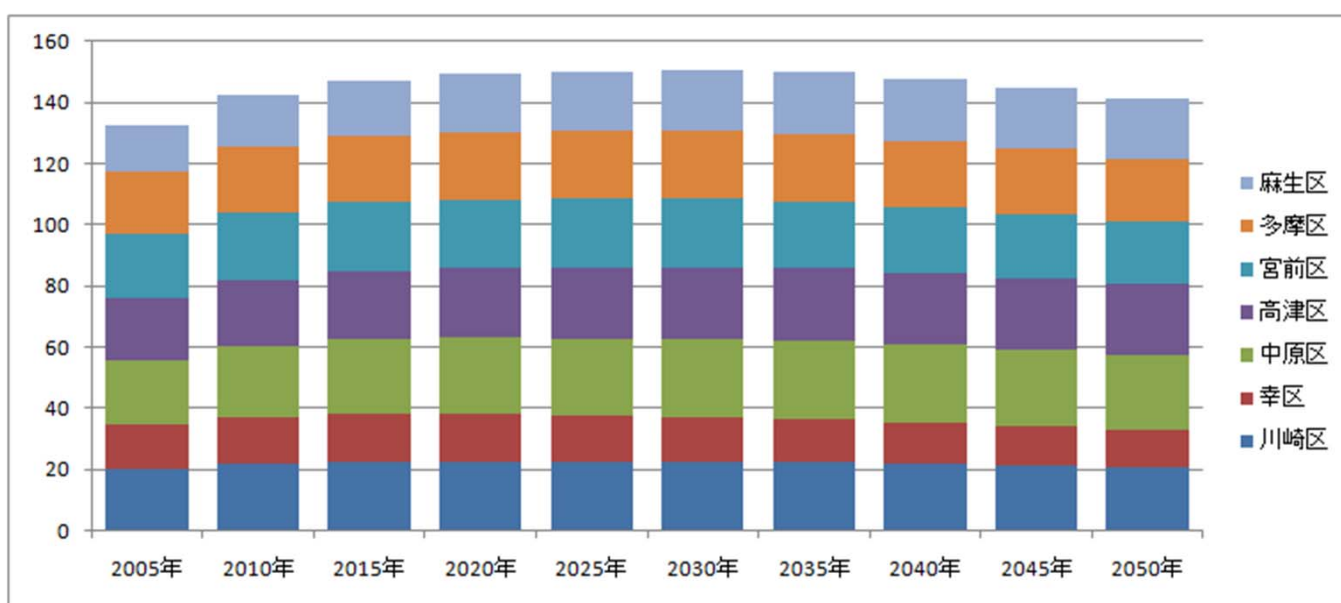
# 「将来人口推計」～人口150万人超へ

川崎市では、2005年に実施された国勢調査の結果を踏まえ、2007年に将来人口推計を発表しました。しかし、その後の人口急増により、当時の推計を上回る伸びを示しています。今回の補正では、直近の人口動態状況を踏まえたものへと改定し、今年度策定の「川崎再生フロンティアプラン 第3期実行計画」の基礎数値とするものです。

○本市人口は平成42（2030）年まで増加を続け、ピークは150万8千人に。



○高津区人口は平成47（2035）年まで増加を続け、ピークは23万6千人に。



2020年までに、高津区人口は中原区に次いで、全市で2番目の人口規模となります。

